

全国健康保険協会福井支部の加入事業所を対象とした  
健康づくり宣言事業の訪問勧奨業務等委託事業者公募要領

1. 目的

全国健康保険協会福井支部(以下「福井支部」という)が実施する健康づくり宣言事業(以下「健康づくり宣言」という)の拡大および健康経営の普及・推進を図る事業者の公募について定めるものです。

※ 健康経営は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

2. 公募期間

随時

3. 応募の条件

次の(1)～(15)の条件をすべて満たす事業者であることを応募の条件とします。

- (1) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険または船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること(健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) 本委託業務の履行にあたって知り得た加入者の情報について、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン等を遵守できると認められる者であること。
- (5) 福井県内に本社または支店・営業所等を有していること。
- (6) 本委託業務を無償で実施できること。
- (7) 福井県全域で訪問勧奨を実施できること。
- (8) 健康経営アドバイザーの資格を有する者等、本業務の普及推進に必要な知識を有する者が訪問勧奨を実施できること。
- (9) 本委託業務の担当者として正副2名を設置し、福井支部との円滑な連絡体制を整備するとともに、訪問勧奨を実施する者に対し、本委託業務の趣旨等を常に周知徹底し、業務品質の維持向上に継続的に努めることができると認められる者であること。
- (10) 健康づくり宣言の普及推進と事業者の営利活動を一体的に行わないこと。
- (11) 福井支部が事業者の事業や商品等を推奨していると第三者が解するような活動を行わないこと。

- (12) 政治的、宗教的な活動を行わないこと。
- (13) 社会秩序や公序良俗に反しないこと。
- (14) その他法令、規則等に違反しないこと。
- (15) 福井支部が開催する事業説明会に出席した者であること。

#### 4. 応募方法

- (1) 応募に必要な書類は次の①～⑤のとおりです。なお、①～②は 1 部、③～⑤は 正本 1 部と副本 5 部を提出してください。
  - ① 福井支部の加入事業所を対象とした健康づくり宣言事業の訪問勧奨業務等 受託応募用紙(様式 1)
  - ② 直近 1 年間の社会保険料納付がわかるもの(領収書(写)、納付証明書等)
  - ③ 企業(団体)および事業の概要がわかるもの(任意様式)
  - ④ 個人情報管理体制(責任者、施錠・入退室管理等)がわかるもの(任意様式)
  - ⑤ 必要に応じ、本項①に記載する「応募動機」「実施体制」の説明を補完する資料(任意様式)
- (2) 提出先は次のとおりです。

〒910-8541 福井県福井市大手 3 丁目 7-1 福井県織協ビル 9 階  
全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ  
電話 0776-27-8301
- (3) 応募書類は、郵送または持参により提出してください。
- (4) 応募書類は、随時受け付けます。

#### 5. 事業説明会の開催

- 3. (15)の事業説明会は随時行います。

場所は福井支部(福井市大手 3 丁目 7-1)または応募を検討している者の事業所です。

#### 6. 選考について

- (1) 公正に選考するため、福井支部において選考委員会を開催し、応募書類に基づき委託の可否を判断します。
- (2) 委託の可否を判断する基準は次の①～④のとおりとし、選考委員会の委員全員が基準を満たしていると認めた場合に、委託事業者に選定します。
  - ① 本要領の「3. 応募の条件」をすべて満たしていると認められること
  - ② 非営利かつ公平公正に健康づくり宣言の勧奨に取り組めると認められること
  - ③ 健康経営の普及・推進に取り組めると認められること

④ 訪問勧奨実施者に対し、業務の趣旨を常に周知徹底・知識向上に取り組めると認められること

(3) 選考結果は、応募があったすべての事業者に、書面により通知します。

## 7. 契約の締結

本委託業務の実施にあたっては、別途、書面による契約を締結することとします。

## 8. 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(福井支部内での使用に限ります)することがあります。

## 9. その他

(1) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の福井支部との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。

(2) 応募に要するすべての費用は応募者の負担とします。

(3) 次の事項に該当した場合は、応募失格になる場合があります。

① 応募書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

② 福井支部職員または関係者に対して、応募に関わる不正な接触の事実が認められた場合

### 【本件担当、連絡先】

住所: 福井県福井市大手3丁目7-1 福井県織協ビル9階  
担当: 全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ 田中  
電話: 0776-27-8301 FAX: 0776-27-8306